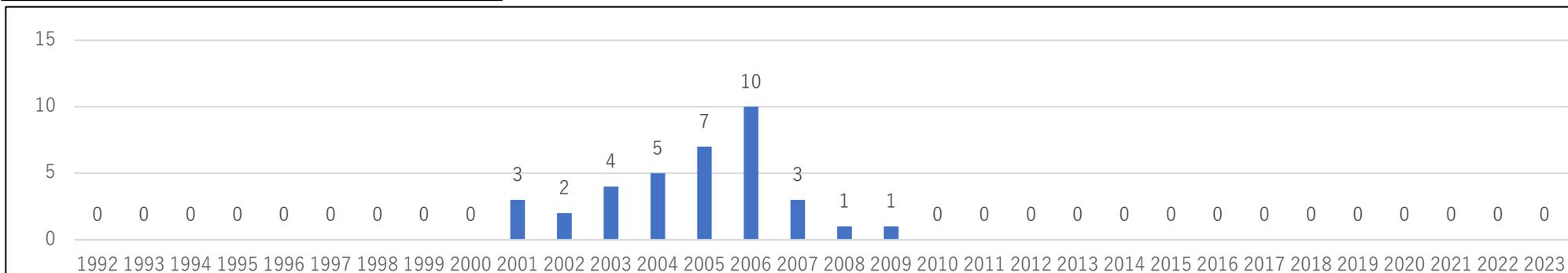


- （1）原因：異常プリオンたん白質（たん白質の一種）
- （2）感受性動物：牛・水牛の他、感染動物由来の飼料等の摂取により、他の動物種へ感染する可能性。ヒトのプリオン病の一種である「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」は、BSEの感染した牛に由来する食品の摂食が原因とされる。
- （3）症状：長い潜伏期間（症状が出るまでの期間：通常4年～6年）を経て、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間～6か月の経過で死に至る。治療法はない。
- （4）非定型BSE：英国を除く、近年の発生のほとんどを占める。孤発性とされる。これに対して、従来英国から世界に拡大したとされるBSEを定型BSEという。

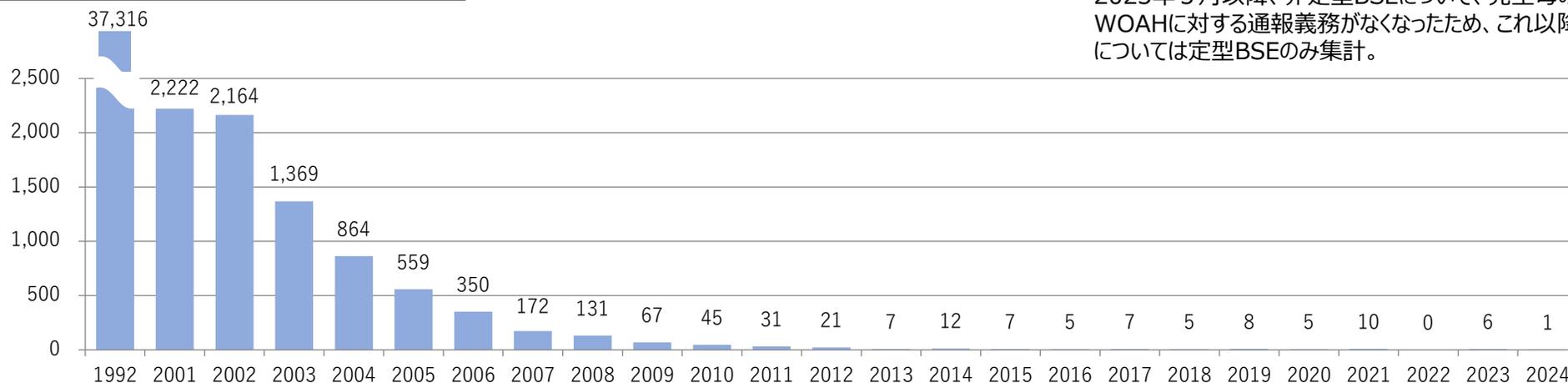
	定型BSE	非定型BSE
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。英国で1986年に発生を確認。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取	発生原因の詳細は不明 （孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年 （潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認 （6.3歳～18歳）
世界での発生数	約19万頭	166頭（報告義務がなくなった2023年5月まで）
備考	—	ウェスタンブロット法の結果、定型BSEよりも無糖鎖PrP ^{sc} の分子量が大きいものをH型、小さいものをL型と呼ぶ。また、2011年にスイスでこれら以外の非定型BSE症例2例（8歳と15歳）が確認。

- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 世界での発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。

○我が国における年次別報告頭数



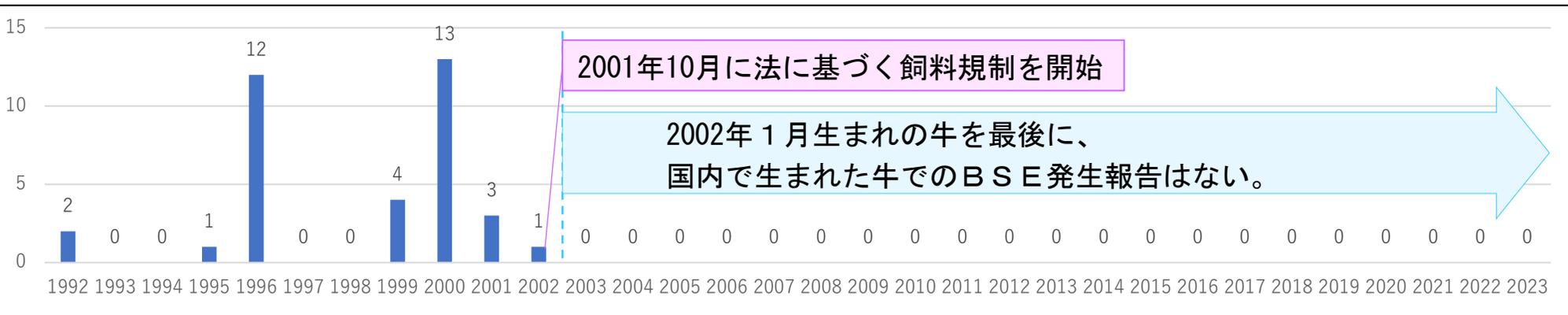
○世界における年次別報告頭数



2023年5月以降、非定型BSEについて、発生毎のWOAHに対する通報義務がなくなったため、これ以降については定型BSEのみ集計。

- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

○ B S E 感染牛の出生年次別頭数



○ B S E 感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

○農林水産省

- ・ 飼料規制 (BSE発生防止対策)
- ・ 死亡牛等のBSE検査 (BSE対策の有効性の確認)

【検査対象】

<令和6年3月31日まで>

一般的な死亡牛 : 96か月齢以上
起立不能牛 : 48か月齢以上
特定症状牛 : 全月齢

<令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛 : 廃止
起立不能牛 : 全月齢
BSE関連症状牛 : 全月齢
特定症状牛 : 全月齢

農林水産省所管



牛肉骨粉等



生産農場



死亡牛等

家畜保健衛生所

飼料規制 (BSE発生防止対策)

- ・ 牛肉骨粉等は輸入及び牛等を対象とする飼料への利用を禁止
- ・ 牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離 (交差汚染の防止対策)
- ・ 輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

死亡牛のBSE検査<令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛 : 廃止
起立不能牛 : 全月齢
BSE関連症状牛 : 全月齢
特定症状牛 : 全月齢

○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

【検査対象】

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛 : 全月齢

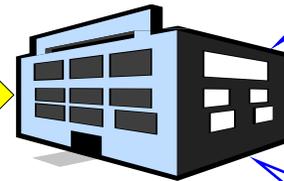
※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部 (舌、ほほ肉、皮を除く。)、せき柱及びせき髄

厚生労働省所管

と畜時のBSE検査

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛 : 全月齢

と畜場・食肉処理場



小売店



特定危険部位の除去

特定危険部位は焼却

- WOAH（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年WOAHへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要

2022.4.1-2023.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	80	32.0	7	1,820
4才以上7才未満			0	0	4,422	7,075.2	10	7,500
7才以上9才未満			4,117	1,646.8	1,723	1,206.1	0	0
9才以上			9,581	958.1	1,288	257.6	4	180
小計			13,698	2,604.9	7,513	8,570.9	21	9,500

合計ポイント: 20,675.8

注：2022年度までのサーベイランスの結果等の提出はポイント制によるものであったが、2023年のWOAH総会によりこれを廃止。2024年度より、報告件数と検査頭数のみを報告することとなっている。

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	-	-	- (注1)
	死亡牛/BSE疑い牛	・全月齢のBSE疑い牛全頭（米国及びEU定義のリスク牛（注2）の一部を含む）	・全月齢のBSE疑い牛全頭 ・30か月齢超のリスク牛（注2）の抽出	・全月齢のBSE疑い牛全頭 ・48か月齢超のリスク牛（注2）及び農場死亡牛の全頭
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮を除く。）、脊柱（背根神経節を含む）、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髄 30か月齢超の脊柱、背根神経節（注3）
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物に給与禁止	反すう動物に給与禁止。30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月～）。

なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。

注2：リスク牛：起立不能や歩行困難等を呈し死亡又はとう汰された牛。

注3：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髄のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日～）。

○ 厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲		
国内措置	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月18日施行：全頭を対象としたBSE検査 ◎平成17年8月1日施行：21か月齢以上 ◎平成25年4月1日施行：30か月齢超 ◎平成25年7月1日施行：48か月齢超 ◎平成29年4月1日施行：検査廃止（健康牛） ◎令和6年4月1日適用：生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛（全月齢）に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月18日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の頭部、脊髓、脊柱、及び回腸遠位部 ◎平成25年4月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髓及び脊柱 		
国境措置（輸入牛肉等に対する要件）	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・デンマーク：月齢制限撤廃 ◎令和4年12月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フィンランド：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：月齢制限撤廃 ◎令和5年12月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：月齢制限撤廃 ◎ドイツ：月齢制限撤廃 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・デンマーク：月齢制限撤廃 ◎令和4年12月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フィンランド：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：月齢制限撤廃 ◎令和5年12月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：月齢制限撤廃 ◎ドイツ：月齢制限撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・頭部、脊髓、脊柱及び回腸遠位部 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・（全月齢）回腸遠位部、扁桃、（30か月齢超）頭部（舌、頬肉除く）、脊髓、脊柱 （米国、カナダ、フランス、オランダ）
<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・英国：30か月齢以下 ◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃 ◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：30か月齢以下 ◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：月齢制限撤廃 ◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・デンマーク：月齢制限撤廃 ◎令和4年12月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・フィンランド：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン：月齢制限撤廃 ◎令和5年7月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア：月齢制限撤廃 ◎令和5年12月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：月齢制限撤廃 ◎ドイツ：月齢制限撤廃 			
	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成27年12月21日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル：48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成27年12月21日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髓及び脊柱（左記輸入月齢の牛について） 		

厚生労働省の諮問内容（平成23年12月）

以下の場合のリスクを比較：

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置

（米国、カナダ、フランス、オランダ）

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国（上記4か国以外）

- ・アイルランド、ポーランド（平成25年4月）
- ・ブラジル（平成25年4月）
- ・スウェーデン（平成27年1月）
- ・ノルウェー（平成27年2月）
- ・デンマーク（平成27年3月）
- ・スイス・リヒテンシュタイン（平成27年5月）
- ・イタリア（平成27年9月）
- ・オーストリア（平成28年9月）
- ・英国（平成29年8月）
- ・スペイン（平成31年3月）
- ・ドイツ、フィンランド（令和2年5月）
- ・ベルギー（令和5年7月）